

■分野別施策について

主要施策	基本施策	主な施策
主要施策1 緊急的対応		
	基本施策1-1 放射性物質による汚染対策	環境放射線モニタリングと放射線に関する情報提供 除染対策 農作物等の放射線量測定と情報開示 放射線被ばく調査の実施
	基本施策1-2 市民生活の応急的復旧	災害廃棄物対策 医療、福祉、保健の確保 応急仮設住宅等住環境の確保 生活資金の支援 情報の迅速な提供 防犯・治安対策 賠償、補償金の早期支払いに向けた支援、取り組み 事業所等再開支援 雇用確保 インフラの復旧・応急処置 公共施設の再開 教育環境の確保 被災した子どもたちへの支援 相談体制の充実
主要施策2 市民生活復興		
	基本施策2-1 すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生	市民の健康管理対策 情報の迅速な提供 防犯・治安対策 賠償、補償金の早期支払いに向けた支援、取り組み 医療、福祉、保健支援体制の整備 住宅再建の支援 復興住宅の整備
	基本施策2-2 コミュニティ、地域の絆の復活	帰還後のコミュニティの再生 にぎわいづくり
主要施策3 経済復興		
	基本施策3-1 産業の再生	雇用創出・確保 地域に根ざしている事業所への復興支援 観光産業の復興支援 農林水産業への支援
	基本施策3-2 新たな産業の創出	工業基盤整備推進 新産業創出 既存産業の強みを生かした新たな産業創出 安定経営を目指した複合経営の促進(EDEN計画)
主要施策4 防災まちづくり		
	基本施策4-1 災害に強いまちの創造	災害に強い都市基盤の整備 防災基盤の整備 交通インフラの整備 まちの耐震化 防災計画の見直し 地域防災力の強化
主要施策5 人づくり・子育て環境の充実		
	基本施策5-1 未来を拓く子どもの育成・世代を超えた人づくり	被災した子どもたちの支援 地域全体で青少年の育成を支える体制づくり 被災した郷土への愛着や命の尊さを学び、困難を克服し、復興を担う力を備えた人づくり 災害の教訓から学び、災害時の行動や平時の備えなど災害教育の実施 地域若手産業人材育成機能の強化 テクノアカデミー浜の職業能力開発過程の強化と充実
	基本施策5-2 子育てしやすい環境の整備	相談体制の充実 保育サービスや施設の充実 地域と家庭と学校等が連携して進める子育て環境の充実
主要施策6 原子力災害の克服		
	基本施策6-1 放射性物質による汚染への対応	放射性物質に関する対策 市民の健康管理対策 放射線被ばく検査機能の充実 食品等放射線測定所の設置
	基本施策6-2 「復興モデル」の世界発信	放射線被ばくの調査研究の推進 省エネ運動の推進

再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及
環境未来都市構想の推進

主要施策 1 緊急的対応

【基本施策 1－1】

放射性物質による汚染対策

《目標》

放射性物質のモニタリングの充実や正確な情報開示を行うとともに、除染計画の策定・推進、市民の健康調査等を実施することにより、汚染への不安の払拭を図る。

〈主な施策〉

○環境放射線モニタリングと放射線に関する情報提供（市全域の空間、土壌、水道、井戸水等のモニタリング、放射線の知識普及）

- ・市内の放射線量（空間、土壌、井戸水等）のモニタリングを強化し、汚染マップの作成など詳細な汚染状況の情報を市民に継続的に提供します。
- ・放射線に関するQ&A形式の分かりやすいハンドブックを作成し、市民に配布するとともに、専門家による講習会を定期的を開催し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

○除染対策（教育施設、公共施設、道路、公園、除染対策支援）

- ・保育園、幼稚園、小中学校及び生涯学習センターなどの社会教育施設敷地内の表土、建物等の放射性物質による汚染状況を詳細に把握のうえ、建物の洗浄、敷地表土の剥ぎ取り等により汚染状況に応じた放射線量低減対策を行います。
- ・私立の保育園、幼稚園、高校の除染については、放射性物質の汚染状況に応じた除染費用の助成を行います。
- ・子どもたちが使用する通学路や公園を優先的に除染し、放射線量の低減を図ります。
- ・医療施設、福祉施設の汚染状況に応じた放射線量低減対策を行うとともに、民間施設の除染に対して支援します。
- ・浄水場ほか各種水道施設の放射線汚染状況を調査し、汚染状況に応じた放

放射線量低減対策を行います。

- ・ 除染マニュアルの作成や除染方法の技術についての講習会を開催するとともに、行政区等を対象に補助制度を創設し除染にかかる費用を助成します。また、除染に関する知識を深めてもらうため、専門家による講演会を開催します。

○農作物等の放射線量測定と情報開示（農作物・工業製品の風評被害対策）

- ・ 農産物生産（水稻作付等）の再開を図る基礎データとして、土壌・農業用水・農産物の放射線量の調査を行うとともに、自家消費農作物についても放射線を測定できる環境を整え、市内農産物の安全性確保と振興を図ります。
- ・ 事業者に対して放射線汚染に関する相談窓口を設置し、放射線や放射性物質に対する正確な知識を得ることで放射性物質による汚染を抑制するとともに、市内企業の工業製品の放射線量の無料測定を行い、測定結果報告書を発行することにより風評被害の抑制を図ります。

○放射線被ばく調査の実施（内部被ばく検査、ガラスバッチ配布）

- ・ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査や18歳未満、妊婦、幼児、児童及び生徒の希望者全員にガラスバッチを配布し、外部被ばくの検査を実施することで放射線被ばくへの不安を解消するとともに、取得したデータを健康管理に関する指導や早期治療に繋げていきます。

【基本施策 1－2】

市民生活の応急的復旧

《目標》

市民生活にとって必要不可欠な住居、医療、福祉、雇用、教育などについて、応急的措置を講じるとともに、正確な情報提供を迅速に行いながら、インフラ、学校等各種施設の復旧に取り組み、市民の生活再建を支援する。

〈主な施策〉

○災害廃棄物対策（瓦れき撤去、危険建物撤去）

- ・ 地震や津波による危険家屋の解体や災害瓦れきの撤去を行います。

○医療、福祉、保健の確保（病院・福祉施設の本格再開、市民の健康調査、被災者の心のケア）

- ・ 地震等により被害を受けた福祉施設の修繕を行い早期の再開を図るとともに、仮設住宅の高齢者等を総合的にサポートするための事業を進めます。
- ・ 入院患者の再移送の支援や医療スタッフの確保など病院経営を支援するため国へ要望するとともに、急性期医療など、現在不足している医療の確保を目指します。
- ・ 医師及び医療スタッフの確保、施設基準等の規制緩和など病院経営を支援するため、国へ要望するとともに、急性期医療など現在不足している医療の確保に努め、地域医療体制の充実を図ります。
- ・ 被災者のストレスに対する相談や気軽に集まれる居場所づくり等の支援を行い、被災者のメンタルヘルスケア及び孤立、孤独死の防止を図ります。

○応急仮設住宅等住環境の確保

- ・ 県外避難者も含めた応急仮設住宅のニーズを把握し、整備を進めるとともに、罹災住宅の応急修理の支援を行います。
- ・ 応急仮設住宅に入居している交通弱者の通院や買い物など生活支援のための巡回バスを運行します。
- ・ 応急仮設住宅内の自治組織立ち上げを支援するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と協力し、入居者間の交流やお互いに助け合えるコミ

ユニティづくりを進めます。

○生活資金の支援

- ・被災者生活再建制度等を活用し、被災を受けた方や所得が減収した方に生活資金の支援を行います。

○情報の迅速な提供（市政情報、震災関連情報）

- ・広報みなみそうまを全世帯へ配布（隣組、仮設住宅配布、市外郵送）するとともに、南相馬チャンネル（テレビ放送）、災害FM放送、ホームページ及び防災メールなどを活用した迅速な情報提供体制を構築します。

○防犯・治安対策（関係機関との連携、自主防犯組織）

- ・区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体を構成する協議会を設置し、連携を図るとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、地域の防犯・治安維持に努めます。

○賠償、補償金の早期支払いに向けた支援、取り組み

- ・請求に関する各種問い合わせ窓口や相談窓口等に関する情報を収集し、賠償・補償請求手続きがスムーズに行われるよう情報の提供を行います。

○事業所再開支援（仮設店舗・工場の建設、金融支援）

- ・仮設工場等の整備や金融支援、相談窓口の開設など事業所再開に向けた支援を行います。
- ・共同出荷施設の復旧や農業経営再開のための金融支援等を行います。

○雇用確保（緊急雇用対策）

- ・被災者を中心とした求職者に対し、企業求人情報の提供体制の充実と個別相談窓口の設置や就職説明会など就職支援を行うとともに、絆づくり応援事業の活用など緊急的な雇用の維持や創出に取り組みます。

○インフラの復旧・応急処置（道路、鉄道、漁港、上下水道の復旧・応急処置、湛水防除）

- ・湛水防除及び樋門の整備
各排水機場・同排水樋門の早期復旧を福島県へ要望します。
- ・真野川漁港の復旧
漁業関係者の意向を踏まえ、漁港内の瓦れき撤去や漁港施設の整備を行うとともに無利子融資制度の創設など漁業者の経営支援を行います。

- ・上下水道施設の早期復旧
被災した上下水道施設の修繕等を行い早急な復旧を図ります。
- ・被災した道路の復旧
道路の被災状況を詳細に把握し、復旧作業を行うとともに国県道の早期復旧を要望します。
- ・常磐線の早期復旧
JR東日本に対して、未復旧区間の早期復旧、全線開通、輸送力の充実・強化を要望します。

○公共施設の再開（文化施設、体育施設）

- ・文化施設や体育施設など各公共施設において、被災箇所の修繕などを行い、早急に行政サービスの提供を再開します。

○教育環境の確保（仮設校舎設置、施設修繕）

- ・仮設校舎の建設と地震等により被害を受けた校舎および設備の修繕を行います。
また、高校のサテライト校集約により親元を離れて通学する生徒のため宿泊施設等の確保について、県へ要望します。

○被災した子どもたちへの支援

- ・日常の生活指導や専門家によるカウンセリングなど相談体制を充実し、子どもたちの心の安定を図ります。
- ・孤児、遺児については、経済的支援を図るとともに、民間団体等による孤児、遺児への支援事業に対して助成を行います。

○相談体制の充実（被災により生じた子育ての悩み・不安など）

- ・乳児のいる世帯への全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談会を実施し、子どもの健康に対する相談機会を増やします。
- ・保護者会、個別面談、進路相談、随時相談等保護者が相談できる機会を積極的に設け、不安や悩みの解消に努めます。

主要施策 2 市民生活復興

【基本施策 2 - 1】

すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生

《目標》

子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で安心な環境の下で、健康でいきいきと暮らすことのできるまちをつくる。

〈主な施策〉

○市民の健康管理対策（健康診断、心のケア）

- ・各種健康診査の再開とこころの健康に関する相談体制の充実を図ります。

○情報の迅速な提供（市政情報、震災関連情報）※（再掲）

- ・広報みなみそうまを全世帯へ配布（隣組、仮設住宅配布、市外郵送）するとともに、南相馬チャンネル（テレビ放送）、災害FM放送、ホームページ及び防災メールなどを活用した迅速な情報提供体制を構築します。

○防犯・治安対策（関係機関との連携、自主防犯組織）※（再掲）

- ・区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体に構成する協議会を設置し、連携を図りながら防犯・治安活動を実施するとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、地域の防犯・治安維持に努めます。

○賠償、補償金の早期支払いに向けた支援、取り組み ※（再掲）

- ・請求に関する各種問い合わせ窓口や相談窓口等に関する情報を収集し、賠償・補償請求手続きがスムーズに行われるよう情報の提供を行います。

○医療、福祉、保健支援体制の整備

- ・障がい者が地域で自立した生活や安定した生活ができるよう就労の支援や障がい者施設の安定経営に向けた支援を行います。

- ・高齢者が元気で生きがいをもって生活できるよう在宅支援、施設入所による支援など福祉サービスの充実を図ります。
- ・生活支援（就労、資金、法律、健康等）にかかる総合相談窓口の設置と自殺予防に関する知識の普及を進め、自殺予防を図ります。
- ・高齢者世帯など自力で避難が困難な市民について、避難誘導の強化や緊急時の受け入れ体制の整備を図ります。
- ・放射線の健康被害を継続的に管理するとともに、健康診査情報、診療録情報、介護情報、障害情報等のヘルスケア情報を地域全体で共有する仕組みを整備し、医療・福祉・保健の連携を図りながら適切な支援を行います。
- ・健康づくりの基本である栄養、運動、休養を中心とする事業を実施し、健康づくりを実践する市民の増加と健康づくりの普及を図ります。

○住宅再建の支援

- ・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。

○復興住宅の整備

- ・震災により被災した市民のうち、自力での住宅再建が困難な世帯を対象とした災害公営住宅を整備します。

【基本施策 2 - 2】

コミュニティ、地域の絆の復活

《目標》

市外に避難し、離ればなれになった市民や、仮設住宅等に居住する市民のコミュニティを確保するとともに、伝統文化の継承などにより、地域の絆をより深め、住みよいまちをつくる。

〈主な施策〉

○帰還後のコミュニティの再生（集会所整備、地域活動の支援）

- ・ これまでに培ったコミュニティの再構築とともに、集団移転などに伴い求められる新たな絆・つながりの構築など、自治組織の運営や立ち上げ、住民間の交流を促す事業など、コミュニティづくりへの支援を行います。
- ・ 地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。
- ・ 幅広い住民のボランティア活動や NPO 活動への参加を促すとともに、地域資源を有効に活用し、まちづくりや人材育成などの各種団体活動へ支援の充実を図り、市民相互が共に支えあう住民自治のまちづくりを推進します。

○にぎわいづくり（伝統文化の継承、地域祭りの再開）

- ・ 地域の民族芸能等の被災状況に応じて、民俗芸能の復活・再興のための支援を行います。
- ・ 相双地方のシンボルとして「相馬野馬追」の伝統と文化をこれまで通り継承、継続していくため、後継者育成や祭りへの参加の支援を行います。
- ・ 市民が中心となり地域の特色を活かした地域活性化と賑わいを創出するイベント等の開催に対し支援を行うとともに、災害FM放送の機能を引き継ぎ、災害時や緊急時の救助活動などの情報のほか、地域に密着した情報発信を行うコミュニティFMの開設を目指し、地域の絆の再生や更なる活性化を図ります。

主要施策 3 経済復興

【基本施策 3-1】

産業の再生

《目標》

雇用を確保し、市民生活を安定させるため、一刻も早く地域産業の再生を果たし、経済を復興する。

〈主な施策〉

○雇用創出・確保（復旧復興に関する工事や事業に地元人材を雇用）

- ・被災者を中心とする求職者等に対し、企業求人情報の提供体制を充実させ、個別相談窓口の設置や就職説明会などの就職機会創出の活動を実施し、産業人材の地域定着を図ります。

○地域に根ざしている事業所への復興支援（税の優遇措置、利子補給等金融支援、補償・賠償金への対応）

- ・特区制度を活用した事業所への税の優遇措置・金融支援の取り組みや国・県への要望による支援制度の拡充に組み込み、市内全地域での製造業を中心とした生産活動の向上及び中心市街地や商店街などの活性化を図ります。

○農林水産業への支援（農地の再整備、漁業関連施設の整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩）

- ・地震や原発事故により被害を受けた農地・森林・農業漁業用施設などの除染・除塩事業や復旧事業、並びに農業者が安全・安心な農林水産物の生産・販売ができるような環境整備により農業者の経営支援に取り組みます。
- ・被災農地の区画整理による大区画化を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の促進を図ります。また、堆肥等を用いた土づくりによる有機栽培をはじめとする環境に配慮した農産物の生産拡大を支援します。

○観光産業の復興支援

- ・ ボランティアなどの体験・滞在型の観光や地元から情報発信・企画する着地型観光など、観光産業の再構築を図るとともに、既存の観光資源の有効活用と海岸防災林を活用した鎮魂の森、震災メモリアルパーク及びサイクリングロードなど新たな観光資源の開発や復興支援ツアーの誘致などにより、観光客の誘致促進、交流人口の拡大を図り、さらには移住・定住の促進を図ります。
- ・ 常磐自動車道（仮称）鹿島サービスエリアに隣接して、市の利活用拠点施設を整備し、南相馬市及び周辺地域の情報発信を行うことにより産業の活性化、交流人口の拡大を図ります。

【基本施策3-2】

新たな産業の創出

《目標》

地域特性と地域資源を生かした新たな産業を興すことにより、地域の活力を取り戻す。

〈主な施策〉

○工業基盤整備推進（工業団地の整備、企業誘致）

- ・市内で操業を続ける事業所への支援を継続するとともに、国・県を含む関係団体と協議のうえ、新たな工業団地計画を着実に進め、市民の新たな雇用の受け皿となる企業誘致を推進します。

○新産業創出（再生可能エネルギー基地の設立と関連産業の誘致、放射線研究産業の誘致、特区制度による新規参入の支援）

- ・特区制度を活用し、新規参入する際の規制緩和や税財政上の優遇措置を講じることにより、新たな企業の参入を促し、再生可能エネルギー関連産業や医療、介護産業等の新産業の集積を図ります。
- ・エネルギーの地産地消地域“自家発電のまち”を目指し、バイオマス発電、太陽光発電、風力発電などの“再生可能エネルギー”基地を形成するため、関係する機関や企業等の誘致を推進します。
- ・市民の安全・安心を取り戻すため、低レベル放射線の影響の解明や被ばく医療、放射線治療の提供を行う施設の整備や関係する機関、企業等の誘致を推進します。
- ・地域の雇用増加と経済の活性化のために、半導体、輸送用機械、医療・福祉機器などの企業誘致を推進します。

○既存産業の強みを生かした新たな産業創出

- ・地域の強み産業である機械金属加工産業の集積を図り、ロボット工学など新分野の技術を蓄積するとともに、新たな応用分野への企業進出を推進します。

○安定経営を目指した複合経営の促進（E D E N計画）

- ・ 植物工場や花卉工場などを活用した農産物の生産、大規模化や複合化などによる農業経営の強化、加工・販売、エネルギー供給などを一体的に行う複合経営の促進により、農林水産業の再興、地域産業の活性化、通年雇用の実現を目指します。

主要施策 4 防災まちづくり

【基本施策 4 - 1】

災害に強いまちの創造

《目標》

甚大な被害をもたらした今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面にわたる災害対策の充実を図り、安全・安心のまちをつくる。

〈主な施策〉

○災害に強い都市基盤の整備（集団移転、防潮堤、防災林、道路のかさ上げ等）

- ・海岸部全延長の防潮堤、防災林の整備を行うとともに、防災集団移転促進事業による災害危険区域外への移転を促進するなど、災害に強い都市基盤の整備を図ります。
- ・海岸防災林を活用した鎮魂の森、震災メモリアルパーク及びサイクリングロードなど、大震災の犠牲となった人々を鎮魂・供養し、震災の経験をいつまでも忘れず後世に継承できるよう多くの人々が集える海岸線の整備を関係機関へ要望します。

○まちの耐震化（公共施設、ライフライン）

- ・学校等の教育施設をはじめ、公共施設やライフラインの耐震化を図るため、耐震診断や耐震工事を計画的に実施します。

○防災基盤の整備（避難場所、防災無線の整備）

- ・東日本大震災を教訓に、指定避難場所の見直しを行うとともに、地域住民の安否確認や安全な避難誘導の方法について検討します。
- ・災害に強い都市基盤とするため、防災行政無線の整備、受信機のない世帯や希望する事業所への防災ラジオの配置を進めるとともに災害時の拠点となる南相馬消防署・防災センターを整備します。

○交通インフラの整備（常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設）

- ・ J R 東日本に対して、常磐線の未復旧区間の早期復旧、全線開通、輸送力の充実・強化を要望します。
- ・ 常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道 6 号及び県道原町川俣線、原町・海老・相馬線、北泉・小高線、広野・小高線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。

○防災計画の見直し（他の自治体との連携体制強化、災害記録の整理）

- ・ 東日本大震災や原子力発電所事故を踏まえ、複雑、多様化する災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災計画を見直し、災害・危機管理対策を推進します。
- ・ 東日本大震災を教訓として、同時災害・同時被災のリスクを避けるため、県外自治体と災害時応援協定等の連携体制の強化を積極的に図ります。
- ・ 今回の東日本大震災の経過、対応等を災害記録として取りまとめ、今後の災害対策に活用できるよう後世に継承します。

○地域防災力の強化（防災訓練、教育）

- ・ 東日本大震災や原子力発電所事故を踏まえ、防災体制の確立と市民の防災意識を高めるため、消防署等との訓練内容を再考し、継続した取組みを実施します。
- ・ 自主防災組織の結成率 100%を目指すとともに、消防署と協力し自主防災組織の活性化を図り、地域の実情に即した訓練の実施と建設予定の消防・防災センターを活用し防災教育の充実を図ります。

主要施策5 人づくり・子育て環境の充実

【基本施策5-1】

未来を拓く子どもの育成・世代を超えた人づくり

《目標》

次代を担う子どもたちが、将来への希望に輝き、豊かな自然の中で、健康ではつらつと育つことのできる環境を取り戻す。被災したことにより命の尊さやふるさとの大切さを学ぶとともに、困難に立ち向かう強さをあわせもった子どもたちを育む

これからの復興を担う若者を含む市民が、自らの知識と能力を発揮するとともに、やさしさや思いやりをもった地域のリーダーとして活躍できるよう育成を図る

〈主な施策〉

○被災した子どもたちの支援 ※（再掲）

- ・ 日常の生活指導や専門家によるカウンセリングなど相談体制の充実を図り、子どもたちの心の安定を図ります。
- ・ 孤児、遺児については、経済的支援を図るとともに、民間団体等による孤児、遺児への支援事業に対して助成を行います。

○地域全体で青少年の育成を支える体制づくり

- ・ 各地域が行う地域の絆を生かした事業や親と子のふれあい事業等について支援し、地域全体で青少年の育成を支える体制づくりを進めます。

○被災した郷土への愛着や命の尊さを学び、困難を克服し、復興を担う力を備えた人づくり

- ・ 郷土の暮らしや歴史について学習し、愛着を持つことで育まれる郷土愛と大震災を契機とした生命の尊さ、復興へ向けての強い意思と生きる力を育む指導に重点を置いた教育課程の充実を図ります。

○災害の教訓から学び、災害時の行動や平時の備えなど災害教育の実施

- ・ 災害の教訓に学び、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育を実施します。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた放射線に関する系統的・継続的な指導を行います。
- ・ 生涯学習まちづくり出前講座、民間事業者及び大学等と連携した各種講座を開催します。
- ・ 原子力・放射線等に関する各種資料の収集や復旧・復興への取り組み経過等資料の収集保存を行います。

○地域若手産業人材育成機能の強化

- ・ 今後、地域において、特に需要が見込まれる電力技術、放射線研究と活用技術、自動化機械等の制御技術を中心とした技能人材の教育機関とこれらの研究機関等を併せて誘致し、世界に向けて技能人材を輩出できる産業人材育成機能の強化を目指します。

○テクノアカデミー浜の職業能力開発課程の強化と充実

- ・ これまでの職業能力開発機能を拡張・充実させることにより、地域内企業等や様々な研究機関等と連携した人材育成機能の強化が実施されるよう要望します。

【基本施策 5－2】

子育てしやすい環境の整備

《目標》

安全・安心の環境の下で、子育て支援策を充実させるとともに、地域と家庭と学校等が協働して子育てに取り組む

〈主な施策〉

○相談体制の充実（被災により生じた子育ての悩み・不安など）※（一部再掲）

- ・乳児のいる世帯への全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談会を実施し、子どもの健康に対する相談機会を増やします。
- ・保護者会、個別面談、進路相談、随時相談等保護者が相談できる機会を積極的に設け、不安や悩みの解消に努めます。
- ・子育て支援センターを早期に再開するとともに、幼稚園開放事業の回数を増やすなど気軽に相談できる体制を構築します。また、発達障がいがある乳幼児については、幼稚園・保育園の巡回相談や個別相談を実施します。

○保育サービスや施設の充実

- ・一時預かり保育、延長保育、3歳児保育など従来のサービスを早期に再開するとともに、特別支援教育の充実を図ります。

○地域と家庭と学校等が連携して進める子育て環境の充実

- ・幼稚園・保育園と小学校との行事等の連携強化を図り、幼児教育の連続性を確保します。
- ・各種講座の開催により家庭教育の支援を推進するとともに、学校・地域・企業との連携・協力による発達段階に応じた子育て学習講座や相談会等の充実を図ります。
- ・体験型学習や交流ふれあい事業等に県、NPO 等と協力して市外で実施する事業を取り入れ、放射線の心配のない地域での屋外活動等が可能となるよう取り組みます。また、この活動を通じて、社会全体で子どもを育む機運の醸成と地域の人材や資源を活かした子どもと大人の交流を促進します。

主要施策 6 原子力災害の克服

【基本施策 6-1】

放射性物質による汚染への対応

《目標》

放射性物質による汚染への対策として除染を確実に実施することにより、すべての市民が地域に戻り、安心して暮らせる環境を整えるとともに、放射線被ばくによる市民の健康不安を解消するための研究・医療に積極的に取り組む。

〈主な施策〉

○放射性物質に関する対策（放射線量測定強化、情報開示、啓発、除染）

※（一部再掲）

- ・国や研究者などの協力のもと、有効な除染の方法や技術を確立し、確実に環境放射線量の低減を図ります。
- ・定点モニタリングのほかメッシュ調査を実施し、市内の詳細な空間線量率の分布状況の実態を把握するとともに、モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムについて、国・県と連携して設置を進めます。
- ・定点モニタリング等の測定結果を市ホームページ等により随時公表するとともに、メッシュ調査のデータを元に放射線分布マップを作成し周知します。
- ・放射性物質による汚染の状況に応じた除染計画を策定し、市民と行政の協働により放射線量低減対策を継続的に行うとともに、東京電力や国への責任を引き続き求めていきます。
- ・緊急的な除染後も、水道水、井戸水、土壌、農業用水、市内農産物等の放射線量を定期的に測定し、公表するとともに、測定値に異常がある場合には、迅速な対応により安全・安心を確保します。
- ・事業者に対して放射線汚染に関する相談窓口を設置し、放射線や放射性物質に対する正確な知識を得ることで放射性物質による汚染を抑制するとともに、市内企業の工業製品の放射線量の無料測定を行い、測定結果報告書

を発行することにより風評被害の抑制を図ります。

- ・放射線の知識や除染の手法等について、専門家による講習会を定期的に開催し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

○市民の健康管理対策（健康診断）

- ・放射線による健康への影響を検査するため、特定検診や各種がん検診の実施に加え、福島県が行う県民健康管理調査との整合性を図りながら放射線による影響検査等の項目を追加した健康診査を行います。

○放射線被ばく検査機能の充実

- ・放射線被ばく検査機能の充実と心のケアを図り、市民の不安を解消するとともに、専門的治療等を提供できる体制の整備を国県へ要望します。

○食品等放射線測定所の設置

- ・市内数箇所に、市民が持ち込んだ食品等の放射線を測定できる環境を整え、放射線被ばくの不安解消や市民が自ら被ばくを避け、または低減化するため、自ら判断できる情報の提供を行います。

【基本施策6-2】

「復興モデル」の世界発信

《目標》

「脱原発」の考えの下、あらゆる英知を結集して原子力災害を克服するとともに、原子力から再生可能エネルギーへの転換やその拠点づくり、省エネルギー政策の推進など環境との共生を目指し、南相馬ならではの創造的「復興モデル」を世界に発信する。

〈主な施策〉

○放射線被ばくの調査研究の推進

- ・被ばく線量の評価法の開発並びに低レベル放射線の人体に及ぼす身体的・遺伝的影響の解明及びそのリスクの評価に関する研究を行う調査研究機関等を誘致し、その成果を世界へ発信できる環境を整えます。

○省エネ運動の推進

- ・地域環境と地球環境のつながりについての環境保全の創造に向けて、市民・事業者の自主的な取り組みを促進するための環境学習を推進します。
- ・省エネに関する環境情報を市民・事業者へ提供するため、市ホームページ等の活用を図ります。

○再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及

- ・全市のエネルギーを再生可能エネルギーで賄う“自家発電のまち”を目指し、各家庭や企業が積極的に設備を導入するよう支援制度や意識啓発に取り組めます。

○環境未来都市構想の推進

- ・国が提唱する環境未来都市構想※に取り組む、「スマートシティ※によるエネルギー循環型都市」、「誰もが暮らしやすい世代循環のまち」、「EDEN 計画を核とした循環型地域産業の創造」を目指したまちづくりを推進します。

※環境未来都市とは…

「環境、社会、経済」の成長と、「生活基盤の整備」を基本として、未来に向けた技術、社会経済システム、ビジネスモデル、まちづくりにおいて世界に類を見ない成功事例を創出し、その成功事例を海外に輸出することで、日本のこれからの経済成長の一翼を担うモデルとなる都市づくりを言う。

※スマートシティとは…

分散型発電システム、再生可能エネルギー、電気自動車による交通、高効率なビル・家庭の電気使用などを使って、都市全体のエネルギー構造を高度に効率化した都市づくりを言う。